



連日の暑さですが皆さん体調等崩していないでしょうか。オリンピックの熱戦についつい見入ってしまう今年の夏ですが、自宅でも熱中症になってしまう事もあるようですので、水分補給をしながら気を付けて応援しましょう。

来年の夏こそ、楽しく海やバーベキュー、夏祭り等いつもの夏が戻ることを祈っております！

## 電子帳簿保存法の改正

令和3年度税制改正で、経理の電子化による生産性の向上やテレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資する観点から電子帳簿保存制度が抜本的に見直されました。

これまで必要だった**税務署長の承認が不要**になる等、**令和4年1月1日より**利用手続き等が大幅に簡素化されますので、自社で取り組み可能か検討してみてもは如何でしょうか。

### 1 帳簿書類のデータ保存関係の見直し

これまで、会計ソフト等で作成した仕訳帳等や貸借対照表などの帳簿書類をデータ保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、令和4年1月1日以後に備え付けを開始する帳簿または保存書類について、その承認が廃止されます。

要件	概要	改正前	改正後
税務署長の承認	税務署長に事前に承認を受けること	必要	不要
①訂正・削除履歴の確保	記録事項の訂正・又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認する事ができること	必要	不要
②相互関連性の確保	帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において相互に関連性を確認できること	必要	不要
③関係書類等の備付け	システム関係書類(仕様書・マニュアル等)の備え付けを行うこと	必要	
④見読可能性の確保	電子計算機(パソコン等)を備え付け、記録事項をディスプレイ画面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること	必要	
⑤検索機能の確保	取引年月日、勘定科目、取引金額、その他の帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること等	必要	不要
⑥新設要件	税務職員の質問検査権に基づく帳簿書類データのダウンロードの求めがある場合に依ること	-	必要

上記③④と⑥の新設要件を満たせば、帳簿書類のデータ保存が認められます

### 2 スキャナ保存関係の見直し＜定期検査不要で紙原本を廃棄可能＞

取引相手から受け取った請求書や領収書等をスキャンしデータ保存(スキャナ保存)する場合も、令和4年1月1日以後は税務署長の承認は不要になります。また、タイムスタンプの付与期間が2か月と7日以内に伸びる等、要件が緩和されました。



### 3 電子取引のデータ保存関係の見直し

取引相手と契約書や領収証等の取引データをやり取りする電子取引も、税務署長の承認は不要でデータ保存できます。税務職員の質問検査権に基づきダウンロードの求めに応じることとする場合、検索機能の要件が改正前より緩和されました。

詳しくは国税庁HP「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」をご参照ください。

## 消費税のインボイス制度について③ 免税事業者

令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度について、第三回となる今回は、免税事業者の場合について検討していきたいと思います。

### 自社が免税事業者の場合

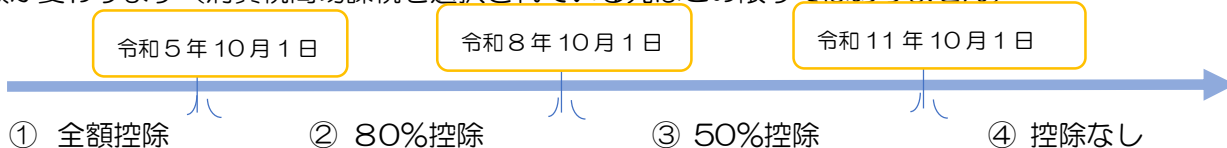
現在消費税を免除されている免税事業者の場合は、登録事業者となることはできません。よって、改正後の適格請求書は出すことができないわけですが、これまでの慣例から売上高1,000円に対して消費税100円を加算した請求書を出すことは可能です(ただし相手は消費税100円を全て控除することはできません)。

取引先が適格請求書発行事業者の登録番号を求めてきた場合はどう対応するかを検討しておく必要があります。

免税事業者の選択⇒ 課税事業者を選択し、消費税を納税する(その場合は簡易課税制度も選択可能)  
⇒ 免税事業者のままている

### 取引相手が免税事業者の場合(仕入れ・外注・小口経費の場合等)

現在取引をしている外注先等が消費税免税事業者である場合、令和5年10月1日以後段階的に消費税の控除額が変わります(消費税簡易課税を選択されている先はこの限りではありません)



仮に免税事業者を外注先として年間3,000万円(消費税300万円)取引があるとします。

- ① 令和5年9月まで：今まで通り300万円を支払う消費税から控除することができます。
- ② 令和5年10月～令和8年9月まで：300万円のうち80%の240万円を支払う消費税から控除することができます。
- ③ 令和8年10月～令和11年9月まで：300万円のうち50%の150万円を支払う消費税から控除することができます。
- ④ 令和11年10月以後は免税事業者からの控除は認められないこととなります。

令和5年10月～令和11年9月まで(②③の期間)は経過措置となっておりますが、取引先に消費税課税事業者となって頂くことを検討する余地も出てくるかもしれません。

仮に年商500万円の取引業者さん(今まで消費税免税事業者)が消費税課税事業を選択されて消費税を払うこととなった場合、簡易課税制度選択で、消費税納税額は卸売業で5万円、小売業で10万円、製造業等で15万円、等と業種により取引業者さん側で消費税納税額が発生します。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心よりお  
待ちしております。